

介護保険事業者の指定更新について

【更新制度の概要】

事業者の指定基準の遵守状況を定期的に確認するため、介護保険法の規定により介護保険事業者は指定の更新手続きが必要であり、「6年間の有効期間」が設けられています。

指定が更新されたときは、指定更新年月日から起算して原則6年間が有効期間となります。

この有効期間を更新するには事前に「更新申請」を行う必要があります。

- ・更新申請を行わなかった場合（又は休止中の事業所）は、有効期間満了日の経過をもって**指定が失効**します。（介護保険給付が受けられなくなります）
- ・人員や設備等の基準を満たしていない場合（←指導対象）は、指定の更新はできません。

【更新申請の方法】

下記の手順に従って更新申請書類を提出してください。

①指定更新のお知らせ・意向確認について

- ・指定「有効期間満了日」の約3か月前になりましたら、市から事業所あてにメール等により「指定更新等のお知らせ」を行います。
- ・所定の回答期限までに、添付されている『指定更新申請に係る意向確認票』を記入、提出のうえ、指定更新の意思表示を行ってください。

※訪問型基準緩和サービス、通所型基準緩和サービスは『指定更新申請に係る意向確認票』の提出は不要です。

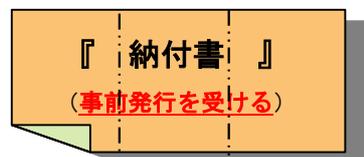
※手数料の納付について

- ・介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス（以下「相当サービス」）のうち、一体的にサービスを提供する【居宅サービス】、【地域密着型サービス】と指定有効期間満了日が同一であり、【居宅サービス】、【地域密着型サービス】と同時に更新申請する場合は、審査手続きが重複することから、【居宅サービス】、【地域密着型サービス】の更新手数料（ともに8,700円）のみ納付することで、相当サービスの更新手数料の納付は不要になります。
- ・訪問型基準緩和サービス、通所型基準緩和サービスは更新手数料の納付は不要です。
- ・相当サービスのみ新潟市から指定を受けている場合、または一体的にサービスを提供する【居宅サービス】、【地域密着型サービス】と有効期限満了日が異なる場合は、新潟市介護保険法関係手数料条例に基づき、更新手数料の納付が必要です。

この手数料は『納付書』による納付となります。

- ・意向確認票による指定更新の意向が確認できた場合に、市より納付書を発行いたします。

（万一、更新等のお知らせがない場合・納付書が送付されない場合は、早急にご連絡ください。）



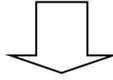
②更新申請書類の作成

『記載例等』をご参照のうえ、所定の様式等で作成してください。



※提出書類の体裁

原則としてA4用紙で作成し、できるだけ“ホチキス止めしない”で提出してください。



③更新申請書類の提出

所定の提出期間内に、郵送、電子メール又は窓口提出により新潟市役所介護保険課へ提出してください。

(→提出期間：有効期間満了日の3か月前～30日前までの間)

【休止中事業所の取扱い】

- ・ 休止中の事業所は、**指定の更新を受けることができません**。
- ・ 休止中の事業所は、所定の提出期限までに**事業を再開**した上で、更新申請を行うか、**事業所を廃止**する必要があります。

【 更新申請書類一覧 】

◎:既に市長に提出している書類からの変更の有無に関わらず、必ず添付が必要な書類

○:既に市長に提出している書類から変更がある場合のみ、添付が必要な書類

サービスの種類 更新申請書類		介護予防訪問介護 相当サービス	訪問型基準緩和サービス	介護予防通所介護 相当サービス	通所型基準緩和サービス
更新申請書(第11号様式)		◎	◎	◎	◎
領収証書等の写し(更新手数料(8,700円)納付に係る)※1		◎		◎	
添付書類等確認表(別紙1~4)		別紙 1	別紙 2	別紙 3	別紙 4
必ず提出	(1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	◎※2	◎	◎※2	◎
	(2) 従業者の資格を証する書類	◎※2	◎	◎※2	◎
	(3) 別に通知する介護給付費算定に係る体制等届出書	◎		◎	
	(4) 誓約書	◎	◎	◎	◎
変更がある場合のみ提出	(5) 利用者(入所者)からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類 ※3	○	○	○	○
	(6) 事業所(施設)の建物の登記事項証明書、賃借契約書の写しその他の使用権原を証する書類	○	○	○	○
	(7) 事業所(施設)の敷地の登記事項証明書、賃借契約書の写しその他の使用権原を証する書類		○		○

※1:該当するサービスと一体的に行う「居宅サービス」又は「地域密着型サービス」の有効期間満了日が同一であり、同時に更新申請する場合は、審査手続きが重複することから手数料の納付は不要

※2:該当するサービスと一体的に行う「居宅サービス」又は「地域密着型サービス」の有効期間満了日が同一であり、同時に更新申請する場合は、提出不要

※3:住所・事業所名・連絡先・対応者氏名のみの変更については提出不要